

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

人権週間は、昭和23年(1948)年12月10日に「世界人権宣言」が国連で採択されたことを記念して定められました。

人権は、誰もが幸せに生活するための権利で、日本国憲法ですべての国民に保障されています。町・県・法務局では、人権に関する行事を行います。

12月4日～10日は
人権週間



▶▶▶ 新宮町 人権フェスティバル2021

(人権を尊重する町民のつどい)

【日時】 12月4日(土)午前10時～

【場所】 そぴあしんぐう大ホール

【内容】

○人権ポスター・標語作品の紹介

○人権講演会

講師 藪本雅子さん(フリーアナウンサー・記者)

演題 「差別と闘う

～ハンセン病に学ぶコロナ差別～」

○パネル展示

■パネル展

「わたしたちの人権と責任

～今こそ人権に向き合う～」

【期間】 11月26日(金)～12月14日(火)

【場所】 そぴあしんぐう

【問い合わせ先】 役場総務課人権推進室

☎963-1730(直)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場者数を制限しての開催または中止をする場合があります。詳しくは、折込チラシをご覧ください。

▶▶▶ 人権週間県内一斉無料電話相談

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあったら、どんなことでも、一人で悩まずにお電話ください。人権擁護委員と法務局職員が、無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【相談日時】

12月5日(日) 午前9時～午後5時

【電話番号】

☎0120-889-405

(携帯電話、スマートフォンからも利用可能)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん&人KENまもる君

【問い合わせ先】

福岡法務局人権擁護部 ☎739-4151